

梅村紅美子さんの労災を認め、労働安全衛生対策の改善を求める要請書

南医療生協では、２００１年から約３年間にわたり、南生協病院のリニューアル工事が行われました。梅村紅美子さんは、工事着工直前２０００年７月、突然事務長室課長に異動させられ、実施設計を仕上げる事務局をほとんど１人で担当させられました。

この激務のため、梅村さんは同年１０月うつ病を発症。しかし、南生協病院は梅村さんの労働条件に何の配慮もせず、２００２年には、逆に健康管理不足を理由に、梅村さんを降格処分にしました。

２００３年には、梅村さんは南生協病院の「地域医療連携室」を１人で立ち上げるという困難な業務を任せられ、うつ病はどんどん重症化・難治化していきました。さらに２００６年には診療所に異動になりましたが、そこでも、過酷な業務を命じられました。

この間、梅村さんは、南医療生協に対して人員補充を訴え続けてきましたが、職場環境は一向に改善されなかったため、梅村さんはやむを得ず休職に入りました。ところが２００８年４月に、南医療生協は、休職期間が満了したとして、梅村さんに退職を強要しました。

２０１０年７月に、梅村さんは、名古屋地方裁判所に南医療生協を相手に、業務によってうつ病を発症したことに対する損害賠償を求めて提訴しました。うつ病については、２０１０年１１月に愛知労働局が労災であると認定したにも拘わらず、南医療生協は一貫して、労災ではないと主張して争っています。しかし、その一方で、南生協病院は梅村さんの医療費を労災保険から受給し続けています。

南医療生協では現在も、精神疾患を含む多数の病休者が発生しています。これは、南医療生協の労働安全衛生対策の不備に原因があると考えます。

私たちは、以下の事項について要請します。

要 請 事 項

- １ 梅村さんのうつ病が、業務上生じたものであることを認めて下さい。
- ２ 梅村さんの労働に対し、労働契約上の安全配慮義務違反があったことを認め、再発防止に向けて労働安全衛生対策を法に則って改善してください。

氏 名	住 所

連絡・署名送付先：ともにあゆむ裁判を支援する会

〒４５９－８００１ 名古屋市緑区大高町字伊賀殿１２－１ 鳴海サンハイツ１０３